

意見募集要領

東大和市コミュニティバス（ちょこバス）運賃改定（案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市コミュニティバス（ちょこバス）の運賃改定案を作成しました。

市民の皆様へお知らせするとともに、広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 運賃改定の経緯

東大和市では、平成 15 年 2 月に、既存のバス路線では対応できなかった公共交通空白地域の解消を主な目的として、東大和市コミュニティバス「ちょこバス」を導入しました。

コミュニティバスの運賃を民間路線バスより低く設定すると、民間路線バスの利用者がコミュニティバスへ移行するおそれがあることなどから、「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」（平成 28 年 3 月）では、「コミュニティバスの運賃は民間路線バスの初乗り運賃とする」こととしています。

令和 8 年 7 月 1 日に西武バスの路線バス運賃が改定され、大人の初乗り運賃は 180 円から 200 円となりました。

ちょこバスは、運賃収入等で賄えない運行経費を市が負担して運行しています。運行経費や市の財政負担の状況を踏まえ、近年は人件費等の高騰により運行経費が増加していることから、将来にわたり安定して運行を継続するため、次のとおりガイドラインに基づき運賃改定を検討しています。

2 東大和市コミュニティバス（ちょこバス）運賃改定（案）の概要

（1）現行運賃及び改定案

【現行運賃】

区分	一般		障害者割引		1 日 乗車券	回数券	
	現金	IC カード	現金	IC カード		内容	販売額
大人	180 円	178 円	90 円	89 円	500 円	90 円券 25 枚綴り	2,000 円
小人	90 円	89 円	50 円	45 円	250 円	2,250 円相当	

※ 割引率約 11.1%

【改定案】

区分	一般		障害者割引		1 日 乗車券	回数券	
	現金	IC カード	現金	IC カード		内容	販売額
大人	200 円	200 円	100 円	100 円	500 円	100 円券 22 枚綴り	2,000 円
小人	100 円	100 円	50 円	50 円	250 円	2,200 円相当	

※回数券は、販売価格を 2,000 円に据え置き、100 円券 22 枚綴り（2,200 円相当、割引率約 9.1%）とします。

※1 日乗車券の販売価格は、現行どおり大人 500 円、小人 250 円に据え置きます。

（2）今後の予定

令和 9 年 1 月 パブリックコメントの結果及び市の考え方を公表（予定）

令和 9 年 2 月 東大和市地域公共交通協議会において報告（予定）

東大和市地域公共交通協議会運賃協議分科会において協議（予定）

令和 9 年 4 月 1 日 改定後運賃の適用開始（予定）

（3）既存の回数券の取扱い

運賃改定後、既存回数券は改定後運賃との差額をお支払いいただくことで乗車することができます。

3 意見を提出できる方

（1）市内在住の個人

（2）市内に事業所等を有する個人

（3）市内に事業所等を有する法人等

（4）市内在勤の個人

（5）市内在学の個人

（6）本運賃改定に利害関係があると認められる個人

（7）本運賃改定に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・広聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 まちづくり部都市基盤課交通対策係（東大和市役所 2 階 3 番窓口）
- (3) 資料一覧
 - ・東大和市コミュニティバス（ちょこバス）運賃改定（案）
 - ・東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン（平成 28 年 3 月）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部都市基盤課交通対策係（東大和市役所 2 階 3 番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ・書面の持参 まちづくり部都市基盤課交通対策係（東大和市役所 2 階 3 番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930
東大和市まちづくり部 都市基盤課交通対策係 宛て
- ・ファックス 042-563-5930
- ・電子メール toshikiban@city.higashiyamato.lg.jp
- ・電子申請 以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、下記 URL からアクセスしてください



<https://logoform.jp/f/XXrNe>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本運賃改定に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本運賃改定に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和 9 年 1 月中を目途に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

8 注意事項

- ・電話又は窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。